

『第三者の行為による傷病届』提出時の注意事項

■ 第三者の行為による傷病とは？ ⇒ 《第三者の行為》の具体例

- 第三者と接触や衝突などの交通事故で受けたケガ
- 同乗中の車の事故によるケガ
- 第三者の暴力行為(ケンカ)などによるケガ
- 第三者のペット等に噛まれたことによるケガ
- レストランや食堂などで食べたもので食中毒になった
- ゴルフなどで第三者の打球があたったことによるケガ
- スキーやスノーボードなどの接触・衝突などで受けたケガ
- 通行中、建築現場などから落ちてきた物によるケガ

■ 交通事故や他人の行為によってケガをした時は？

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によるケガや病気で健康保険を利用した場合は必ず健保組合への連絡と「第三者の行為による傷病届」を提出することが必要になります。

□ 提出する書類

- ① 第三者の行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 念書(兼同意書)
- ④ 誓約書(加害者)
- ⑤ 加害者の自動車保険加入状況

□ 添付する書類

- ⑥ 交通事故証明書<人身事故証明書>(原本)
- ⑦ 人身事故証明書入手不能理由書
<物損事故の場合>(原本)
- ⑧ 診断書
- ⑨ 死亡の場合は戸籍謄本および死亡診断書

自動車事故の場合 ⇒ ①・②・③・④・⑤・⑥もしくは⑦・⑧(死亡の場合は⑨も)

自動車事故以外の場合 ⇒ ①・③・④・⑧(死亡の場合は⑨も)

■ 事前に必ず健保組合へ連絡が必要な場合

- 示談をするとき(示談後に発生する治療費が全額自己負担になることがあるため)
- 病院を転院するとき
- 第三者の行為によるケガや病気により複数の病院で治療を受ける場合
- ケガや病気が治ったとき(後遺症を除く)
- 健康保険での治療を中止し、自賠責、自費または加害者が直接治療費を病院に払うことになったとき
- 慰謝料、見舞金、治療費、自賠責仮渡金、保険金などを受領したとき

■ 注意！ ⇒ 健康保険を使えない場合

通勤・帰宅途中(通常の経路による往復)や就業中に受けた事象でケガや病気をした場合は、健康保険は使えません。治療を受ける際は医師へ申し出てください。
労災保険の適用となるため、すみやかに人事グループへ申し出をお願いします。